

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成19年
10月12日
(金曜日)

目次

告示

- 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....一
- 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....一
- 生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課).....一
- 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件)(厚政課).....二
- 保安林指定の解除(下関市)(森林整備課).....二
- 周東町久宗土地区画整理組合の定款の変更認可(都市計画課).....二
- 特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(都市計画課).....三
- 公告
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課).....四
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課).....四
- 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(三件)(商政課).....四
- 県営吉見地区ほ場整備事業(第一換地区)の換地処分(農村整備課).....五
- 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を交付した旨の通報(畜産振興課).....五
- 選管告示
- 個人演説会等を開催することができる施設に関する告示の一部改正.....六

山口県告示第五百号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。



平成十九年十月十二日

山口県知事 二井 関成

名	医療	称	療	所	機	在	地	関	地	廃止年月日
しらさわ	内科	クリニック		山陽小野田市北竜王町一〇番一〇						平成一九、三、三一

山口県告示第五百一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年十月十二日

山口県知事 二井 関成

名	医療	称	療	所	機	在	地	関	地	指定年月日
しらさわ	内科	クリニック		山陽小野田市北竜王町一〇番一〇						平成一九、四、一

山口県告示第五百二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成十九年十月十二日

山口県知事 二井 関成

居宅介護事業者	氏名又は名	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	所在地	事業の種類	廃止年月日
株式会社コムスン	東京港区六本木六丁目一〇番一〇	株式会社コムスン防府みなみケアセン	防府市大字田島五二六の二	訪問介護	平成一九、五、三一	
医療法人八葉会	周南市大字久米三二〇四の五	生野屋デイサービスセン	下松市生野屋南三丁目二番一三三号	通所介護	〃	

居宅介護支援事業者 名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所 名 称	所在地	廃止年月日
医療法人社団村重医院	山陽小野田市須恵二丁目二番一〇号	おおぞら・厚狭居宅介護支援事業所	山陽小野田市大字厚狭二の五	平成一九、七、三一
"	"	おおぞら・有帆居宅介護支援事業所	字有帆五三五の二	"
"	"	"	"	"

介護予防事業者 氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業所 名 称	所在地	事業の種類	廃止年月日
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目一〇番一号	株式会社コムスン防府みなみケアセンター	防府市大字田島五二六の二	介護予防訪問介護	平成一九、五、三一

山口県告示第五百三三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。
平成十九年十月十二日

居宅介護事業者 氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所 名 称	所在地	事業の種類	指定年月日
株式会社八葉会	下松市生野屋南三丁目二番一三三号	生野屋デイサービスセンター	下松市生野屋南三丁目二番一三三号	通所介護	平成一九、二、一
株式会社良身館	宇部市明神町三丁目一番一三三号	株式会社良身館	宇部市明神町三丁目一番一三三号	福祉用具貸与	六、一

山口県告示第五百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。
平成十九年十月十二日

介護予防事業者 氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業所 名 称	所在地	事業の種類	指定年月日
株式会社良身館	宇部市明神町三丁目一番一三三号	株式会社良身館	宇部市明神町三丁目一番一三三号	介護予防福祉用具貸与	平成一九、六、一

山口県告示第五百五号

森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。
平成十九年十月十二日

- 山口県知事 二井 関 成
- 一 解除に係る保安林の所在場所
下関市豊浦町大字室津上字下り松二二三の四、一二三の六、一二六の三
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 解除の理由
指定理由の消滅

山口県告示第五百六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定に基づき、周東町久宗土地区画整理組合の定款の変更を次のとおり認可した。
平成十九年十月十二日

山口県知事 二井 関 成

- 一 土地区画整理組合の名称
周東町久宗土地区画整理組合
- 二 事務所所在地
岩国市周東町下久原二〇九番地の一
- 三 設立認可の年月日
平成八年六月十四日
- 四 変更の内容
事務所の所在地を岩国市山手町二丁目六五番二号とする。
- 五 変更認可の年月日
平成十九年十月十二日

山口県告示第五百七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、宇部都市計画道路一・四・二宇部湾岸線助田高架橋(仮称)橋りょう整備工事(上部工第二工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十九年十月十二日

山口県知事 二井 関 成

- 一 宇部都市計画道路一・四・二宇部湾岸線助田高架橋(仮称)橋りょう整備工事(上部工第二工区)
- (一) 工事場所 宇部市助田町及び同市大字小串字沖ノ山地内
- (二) 工事の概要

構 造	延 長	道 路 幅 員
鋼四径間連続鋼床版箱桁形式橋りょう	一八六・〇メートル	一三・四メートル (車道七・〇メートル)

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。)(二)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が鋼構造物工事のA等級であること。
- 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(鋼構造物工事業に係るものに限る。))を受けていること。
- 3 出資比率が三パーセント以上であること。

- (二) 共同企業体の代表者の平成十九年十月十一日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(鋼橋上部工事の数値が千百以上であること。ただし、法第三条第一項の営業所のうち主たる営業所を山口県内に有している場合又は鉄鋼を製造し、若しくは鋼構造物を製作する工場を山口県内に有している場合は、この限りでない。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の鋼橋上部工事の数値が九百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。))を提出しなければならない。
 - 1 共同企業体協定書の写し
 - 2 総合評定値通知書の写し
 - 3 特定建設業の許可通知書の写し
 - 4 委任状
- (二) 申請書等の提出方法
申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
- (三) 申請書等の提出場所
山口県宇部小野田湾岸道路建設事務所 宇部市港町一丁目五番七号
- (四) 申請書等の提出期間及び時間
平成十九年十月十二日から同月二十六日までの午前九時から午後四時三十分まで
- (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を

平成十九年十一月九日までに発送する。
四 その他

この審査についての問合せは、山口県宇部小野田湾岸道路建設事務所(電話〇八三六―二一―三三四五)にすること。



(五〇〇) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十九年十一月二十日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県柳井県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十九年十月十二日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成十九年九月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 カワムラ

代表者の氏名 片山多実枝

主たる事務所の所在地 柳井市神代四八一六番地の二

三 定款に記載された目的

障害のある人たちが住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができるようにするために、日常生活を支援するヘルパーを派遣し、余暇活動、文化芸術活動及びスポーツ活動を行う機会を提供し、障害のある人たちのグループによる自主的な活動に対する支援を行い、並びにグループホームを運営する事業及びヘルパーの育成に関する事業を行うことにより、ノーマライゼーションの理念に基づいた社会の実現に寄与すること。

(五〇一) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次の

とおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
変更後の定款は、平成十九年十一月二十七日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十九年十月十二日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成十九年九月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人山口県断酒連合会

代表者の氏名 中野 英世

主たる事務所の所在地 長門市油谷蔵小田一一七九番地第一

(五〇二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年六月一日山口県公告(二七二)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年十月十二日から同年十一月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年十月十二日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイキョー下関

所在地 下関市東大和町二丁目二番二二号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(五〇三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年六月一日山口県公告(二七三)に係る大規模小売店舗について次のとおり下松市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年十月十二日から同年十一月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年十月十二日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 デオデオ下松店・アルク下松店

所在地 下松市大字西豊井一五五七

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(五〇四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年六月一日山口県公告(二七四)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年十月十二日から同年十一月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年十月十二日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイキOne下関

所在地 下関市東大和町二丁目二番二二号

二 意見の概要

騒音の発生に係る事項について配慮を求める。

(五〇五) 県営吉見地区ほ場整備事業(第一換地区)の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営吉見地区ほ場整備事業の施行に係る第一換地区の換地処分を次のとおり行いました。

平成十九年十月十二日

山口県知事 二井 関成

- 一 換地処分の年月日
平成十九年十月二日
- 二 換地処分の内容

県営吉見地区ほ場整備事業(第一換地区)換地計画書に記載された換地計画のとおり

(五〇六) 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を交付した旨の通報

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八条第一項の規定により、農林水産大臣から次の家畜につき、種畜証明書を交付した旨の通報がありました。

平成十九年十月十二日

山口県知事 二井 関成

種畜証明書番号	名	前	品	種	生年月日	産地	検査成績	飼養者の住所及び氏名又は名称
平一山九山口県番第一号	C〇二二		雑	種	平成一〇、一六	宮城県	級外	周南市大字兼山有有限会社鹿野ファーム
第二号	C〇二九				平成一七、二〇			
第三号	C〇三〇				" 三〇			
第四号	C〇三一				" 六、二七			
第五号	C〇三四				一〇、一七	山口県		
第六号	C〇三五				平成二、一八、二四			
第七号	C〇三六				三、三一	宮城県		
第八号	嘉高法(全和黒原三四七四)		黒毛和種		平成七、九、二八	山口県	一級	美祢市伊佐町河原山口県農林総合技術センター
第九号	東平福(全和黒一三二二九)				平成一〇、三、六		二級	
第一〇号	北乃勝関(全和黒原四〇八五)				平成一四、二、二九			

第 一 号	第 二 号	第 三 号	第 四 号	第 五 号	第 六 号	第 七 号	第 八 号	第 九 号	第 一 〇 号	第 一 一 号	第 一 二 号	第 一 三 号	第 一 四 号	第 一 五 号
高平藤 (全和黒原四三五六)	北次郎 (全和黒原四四五一)	常次郎 (全和黒一三七八四)	美福栄 (全和黒原四五三五)	福美美 (全和黒原四六六三)	益次郎 (全和黒原四七〇〇)	嘉年晋 (全和黒原四八〇七)	安系桜 (全和黒原四八〇六)	武久丸 (全和黒原四八三一)	章湖二 (全和〇五子山黒一七七八三)	和宝駒 (全和無八七)	義花	幸峰	黒瀬	大吉
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	無角和種	和種	"	"	"
平成二、三、七	九、二、二	平成一、四、四	五、二、二	平成一、五、一	八、六	平成一、六、九	"、二、八	七、二、七	一、二、七	平成一、〇、五	平成一、六、四	平成一、一、三	平成一、〇、〇	平成一、三、五
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
一級	"	"	"	"	二級	一級	"	二級	一級	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	山根和夫	"



山口県選拳管理委員会告示第八十七号

個人演説会等を開催することができるとする施設に関する告示(平成十一年山口県選拳管理委員会告示第十九号)の一部を次のように改正する。

平成十九年十月十二日印刷
平成十九年十月十二日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

平成十九年十月十二日
山口県選拳管理委員会委員長 福田隆司
「光勤労者総合福祉センター」を「光市地域づくりセンター」に改める。